

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	清田区里塚地区事業損失防止調査（その4）
発 注 課	建設局土木部工事課
選 定 事 業 者	株式会社 エル技術コンサルタント
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、清田区里塚地区事業損失防止調査（その3）で行った家屋の事後調査により判明した、工事の影響により生じた家屋の損傷状況説明及び補償費算定結果を基に、対象家屋へ補償費用負担説明を行なう一連の業務である。</p> <p>補償費用負担説明については前業務の成果を基に行うものであり、補償の考え方について十分な説明が求められることから、現場状況に精通した者が実施すべきである。また、個人宅の内部状況を知ることにもなり信頼関係が重要であることから、不必要に情報を広めることを避けることが重要である。</p> <p>このため、前業務を受託した上記事業者が一連として実施すべきであり、契約の相手方として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項
決 定 日	令和3年3月30日